

## 山武市制施行20周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市制施行20周年を記念した事業に冠称を付して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称に付する冠)

**第2条** 事業の名称に付する冠は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 山武市制施行20周年記念事業
- (2) 山武市制施行20周年記念
- (3) その他市長が認めるもの

(対象とする事業)

**第3条** 冠事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 山武市制施行20周年記念事業の取組方針の基本方針のいずれかに沿った内容で行われる事業
- (2) 令和8年3月6日から令和9年3月31日までの間に実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、冠事業の対象としない。

- (1) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含むもの
- (2) 営利、商業宣伝又は売名を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (4) 参加者の安全及び衛生が十分確保できないもの
- (5) 山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者の関与が認められるもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

(申請の手続)

**第4条** 冠事業の実施を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、山武市制施行20周年記念冠事業承認申請書（別記第1号様式）に事業計画書、収支予算書等の資料を添付して、原則として事業実施の1か月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市又は教育委員会が主催又は共催する事業は、この限りでない。

(冠事業の承認)

**第5条** 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、承認したときは、山武市制施行20周年記念冠事業承認通知書（別記第2号様式）により、又は承認しないこととしたときは、山武市制施行20周年記念冠事業不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

**第6条** 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、山武市制施行20周年記念冠事業変更（中止）申請書（別記第4号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

**第7条** 市長は、第5条の規定により承認した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、山武市制施行20周年記念冠事業取消通知書（別記第5号様式）により事業の主催者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請により申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。

(2) 事業の内容が、第3条に規定する事業を逸脱するものと認められたとき。

(3) 申請者が、承認通知書に付した条件に違反したとき。

2 前項により承認を取り消されたものは、当該事業に関する広告等から山武市制施行20周年記念冠事業の承認を受けた旨の表示を、直ちに削除しなければならない。

(報告)

**第8条** 市長は、必要があると認めるときは、事業の主催者に対し、山武市制施行20周年記念冠事業実績報告書（別記第6号様式）の提出を求めることができる。

2 前項の報告書には、収支決算書等事業の実施内容のわかる書類を添付するものとする。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請を承認した冠事業の取扱いに係る告示の規定は、なおその効力を有する。